逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の一部改正について

１　主な改正内容

　　生ごみ処理容器等購入費助成金の助成対象について、電動式の生ごみ処理機を助成対象から外すことを検討しています。

２　生ごみ処理容器等購入費助成制度の経緯と現状

逗子市では、燃やすごみの約40％を占める生ごみの減量化・資源化施策の一環として、平成3年度に「逗子市家庭用コンポスト貸与要綱」を制定し、平成８年度からは「逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱（以下「要綱」という。）」を制定し、生ごみ処理容器等による生ごみの自家処理を推進しています。助成額は、３万円を上限に購入金額の４分の３（電動式は３分の２）です。

平成29年度末までに、累計で約7,500台が普及し、市内の約30％の家庭に生ごみ処理容器等が普及している計算になります。

そのうち、電動式生ごみ処理機の普及台数は約1,200台で、普及台数全体の16％に当たります。

３　電動式の生ごみ処理機を助成対象から外すことを検討している理由

電動式の場合、一度エネルギー等をかけて生産した物の処理物である生ごみを、再び資源である電気エネルギーを利用して処理することとなり、地球環境に負荷をかけます。

非電動式の生ごみ処理容器等のこれまでの普及台数は、約6,300台で、全体の約83％に当たります。非電動式生ごみ処理容器等の需要が高いことも鑑み、今後はより一層、電気エネルギーを使うことなく自然の力で処理ができる非電動式の生ごみ処理容器等の普及を推進していきたいと考えています。

４　助成対象から外すことを検討している電動式生ごみ処理機の例

○電動処理機（要綱第2条第５号）

…微生物等を投入して電動でかくはんして使用するもの又は電動で乾燥して使用するもの。

○ディスポーザータイプ生ごみ処理機（要綱第2条第５号）

…台所排水に接続して使用するディスポーザータイプの電動処理機。

○剪定枝粉砕機（要綱第２条第６号）

…枝葉を動力を用いて細かく砕くもの。

* 非電動式の助成額（３万円を上限に、購入金額の４分の３）は変わりません。